

急速充電設備等に関する基準の見直しについて

1 急速充電設備に関する事項（第15条の2関係）

(1) 定義の整理について

- ・規制の対象を20kW超200kW以下から対象を20kW超としたこと。
- ・急速充電設備はコネクター型であることを明確化したこと。
- ・分離型の急速充電設備にあつては充電ポストも含むこととしたこと。



(2) 充電ポストの取扱い

筐体は不燃性である必要はなく、屋外に設けるものは建物から3メートル以上の距離を不要としたこと。

(3) 緊急停止装置について

急速充電設備を手動で緊急停止できる装置を、利用者が速やかに操作できる箇所に設けなければならないとしたこと。

(4) 蓄電池について

ア 保安のために設ける蓄電池について、急速充電設備に内蔵する蓄電池について措置を講じなくてもよいこととしたこと。

イ 分離型の急速充電設備は、保安のために設けるもの以外、充電ポストに蓄電池を設けてはならないこととしたこと。

(5) その他所要の規定を整備したこと。

(6) 施行日

令和5年10月1日（※ 既存設備に係る経過措置あり）

2 喫煙等に関する事項（第 29 条関係）

- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条に規定する喫煙専用室標識を設ける場合は条例に基づく標識は設置しなくてもよいこととしたこと。



喫煙専用室標識（健康増進法）

- (2) 「禁煙」または「火気厳禁」と表示した標識と合わせて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合しなければならないこととした。



ISO 7010



JIS Z8210

- (3) 「喫煙所」と表示した標識と合わせて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第 7001 号または日本産業規格 Z8210 に適合しなければならないこととした。



喫煙所
Smoking area

ISO 7001



1-2
喫煙マーク
喫煙許可

JIS Z8210

- (4) 施行日
公布の日（令和 5 年 7 月 18 日）から施行（※ 既存標識に係る経過措置あり）

3 蓄電池設備に関する改正概要（第17条関係）

(1) 改正の背景

現在の火災予防条例における蓄電池設備の安全基準は、主に鉛蓄電池を想定していることから、近年主流となっているリチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池や、蓄電池の大容量化には十分に対応できていない状況となっている。

このことから、総務省消防庁において、蓄電池の火災リスクに応じた火災予防対策が検討され、新たな蓄電池設備などに対応した安全基準となるよう、関係省令の改正が行われた。

(2) 主な改正概要

【安全基準の適用区分と消防機関への届出の要否】

改 正 前	定格容量	安全基準	届出
	4,800Ah・セル未満	消防法令対象外	不要
	4,800Ah・セル以上	消防法令によるもの	必要



改 正 後	蓄電池容量	安全基準	届出
	10kWh 以下	消防法令対象外	不要
	10kWh 超 20kWh 以下	消防法令への適合 ※ 7号告示第2による出火防止措置	不要
	20kWh 超	消防法令への適合 ※ 7号告示第3による外部延焼防止措置が講じられたものは一部規制緩和	必要

※ 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

- ① 蓄電池容量に応じた規制対象の改正
- ② 転倒防止措置と耐酸性の床上又は台上に設置する蓄電池設備を明確化
- ③ 雨水等の浸入防止措置の変更
- ④ 蓄電池設備を屋外に設ける場合の距離制限の緩和要件を追加
- ⑤ 建築物等との間に整備等に必要距離を保つ基準の変更
- ⑥ 設置届出の基準見直し

(3) 施行日

令和6年1月1日（※ 既存設備に係る経過措置あり）

4 炭火焼き器の離隔距離の改正概要（別表第3関係）

(1) 改正の背景

飲食店等で使用されている木炭を使ったこんろ（いわゆる炭火焼き器）などの固体燃料を使用する設備は、火災予防条例の規制対象となっており、現状では、機器の設置にあたり広い空間が必要となるため、設置できる場所が限定的であるという課題があった。

このため、総務省消防庁では、炭火焼き器や周囲に及ぼす熱影響について検証を行い、検証結果から、実態に即した離隔距離が示されることとなった。

(2) 主な改正概要

【従前の炭火焼き器における離隔距離】

改正前	種類		距離（センチメートル）			
			上方	側方	前方	後方
厨房設備	気体燃料に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	250	200	300	200



【炭火焼き器における新たな離隔距離】

改正後	種類			距離（センチメートル）			
				上方	側方	前方	後方
厨房設備	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50
	不燃 (※)			80	30	-	30

※ 不燃材料で仕上げをした建築物等の部分

(3) 施行日

令和6年1月1日